

第9回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第9回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成14年5月1日(水)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時58分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会長職務代理 矢口貢男

委 員 村橋忠夫 久保田・(ひとし)

渡辺政勝 武山和行

藤岡功 杉田實男

平野元 三井怜子

上野登志博 横山善道

川島清夫 山崎雄作

船戸繁俊 上野政幸

棚橋壽子 長屋孝

大西克巳 小森英明

河口衛 高瀬茂

花村進 石神みち子

坂正光 平光節夫

以上25名

顧問 山田忠雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

山崎通

以上1名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山 久生

副幹事長 宇野 敏勝 田垣 隆司

高富町・伊自良村・美山町合併協議会厚生専門部会

専門部会長 船戸 貞雄

児童福祉分科会長 鳥澤 清隆

総合福祉分科会長 恩田 健

高齢福祉分科会長 笠原 照美

保健分科会長 垣ヶ原 正仁

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向 隆

事務局職員 上野 達也 久保田 裕司

安川 英明 土田 浩司

議事日程

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

報告事項

報告第18号 第5回・第6回新市名称候補選定小委員会報告

協議事項

協議第28号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第29号 福祉関係事業の取扱いについて

協議第30号 保健・環境関係事業の取扱いについて

確認事項

第10回合併協議会開催日程等について

4 その他

5 閉会

事務局長 大変お待たせをいたしました。ただいまから第9回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

始めにお断り申し上げます。山崎会長が、急用により出席できないということで、会長が出席できない場合は合併協議会規約の第7条第2項によりまして、副会長がこれを代理するということになっておりますので、順位に従いまして美山町長の矢口副会長が今日の議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

午後1時30分 開会

事務局長 それでは、開会に当たりまして、矢口副会長からごあいさつを申し上げます。

副会長 どうも皆さん、こんにちは。

今日は、第9回の合併協議会を開催させていただきました。

今事務局の方から申し上げましたように、急遽山崎会長がこの協議会の席に出られないということで、副会長の矢口でございますけれども、今日の進行を務めさせていただきますので、皆さん方の格別なご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速協議事項に入ります。よろしくお願いいたします。

事務局長 協議に入ります前に、前回新しく委員に就任された御三方にごあいさつをいたたくつもりでございましたけれども、私の方で失念いたしましてごあいさつをいただかなかったものですから、誠に申し訳ないんですけれども、本日自己紹介をいただきたいと思っております。伊自良村の上野委員からごあいさつをお願いいたします。

委員（上野政幸君） 今回の協議会でお付き合いさせていただくのは2回目ということになります。もともと行政の関係で45年余りご奉公させていただきました。

この合併という問題については、私は初めて経験する時代の波でありまして、今まで退職をいたしましてから一住民として、いわゆる傍観をいたしておりましたけれども、ご縁があってお付き合いをさせていただくことになりました。再びまた初心に戻って、いい市が誕生できるように、いい地域が生まれるように、私の持つております微力を捧げてまいりたいと思っております。伊自良村の上野政幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 それでは岐阜県の坂委員、よろしくお願いいたします。

委員（坂 正光君） 4月1日の異動により振興室長で参りました坂です。よろしくお願いいたします。

いろいろ皆さんお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。皆さん地域のためにいろいろ

ろな協議をお願いしたいと思います。県としても、いろいろご支援したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、平光委員よろしくお願いいたします。

委員（平光節夫君） どうもこんにちは。私も4月の異動で岐阜地域振興局の振興課長で参りました平光と言います。

前回の協議会は、本巣北部の合併協議会立ち上げに出ておりました出席できませんで、今日は本巣南部の合併協議会の立ち上げが午前中にありまして出ておりました。前の古川委員の代わりということで、ひとつよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の会議時間は概ね3時半ごろまで、2時間程度ということを目安にしておりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議長につきましては矢口副会長が務めますので、よろしくお願いいたします。

副会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

まず、報告事項につきまして、報告第18号の第5回・第6回新市名称候補選定小委員会報告について、小委員会の平野委員長さんから報告を求めます。

小委員会委員長 それでは、新市名称候補選定小委員会の報告をさせていただきます。

お手元にお配りしてございます報告第18号をお開きいただきたいと思います。

まず、第5回は平成14年4月11日午後開催をいたしました。

協議内容につきましては、小委員会の副委員長の選任と、継続審議であります新市名称候補の選定でございます。協議の結果は、小委員会副委員長の選任につきましては、伊自良村の高井副委員長の交代に伴い、伊自良村の委員の上野政幸さんが副委員長に選任されました。引き続いて、新市名称候補の選定でございますが、前回の協議会で発表がありましたように四千余の応募がございまして、慎重に協議しました結果、各委員がそれぞれ候補を持ち寄って、合併協議会へ提案する候補を絞り込もうということを確認して継続協議となりました。

引き続いて、第6回新市名称候補選定小委員会の報告でございますが、平成14年4月

19日金曜日に開催をいたしました。新市名称候補の選定についての継続協議でございます。第5回小委員会での協議結果を受けて、各委員がそれぞれ候補を持ち寄り、10候補に絞り込むための協議を行いました。慎重かつ十分に協議を行ったのですが、しっかりとした候補を絞り込むに至らず、さらなる協議等いろいろ検討を要するというところで継続協議といたしました。

それで、5月中旬頃開催を予定しております第7回的小委員会では、10候補に絞り込んで決定をすることといたしております。

決定されました10候補につきましては、合併協議会の各委員さんにご通知を申し上げますとともに、記者発表も行いまして、6月3日開催予定の次回合併協議会に提案をし、皆様方のご協議を賜ると、そういうふうにしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、2回にわたる小委員会の報告とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただいま平野委員長さんから報告がございました件につきまして、何かご質問、ご意見などがございましたら、お受けをいたしたいと思えます。

何かございませんか。

委員 よろしいですか。第5回並びに第6回の名前の小委員会をやられておると聞いておりますが、10候補に絞ることができなかったという理由が何かあるか。ありましたら、ちょっとお教え願いたいと思えますが。

小委員会委員長 お答えします。

絞り込む理由というんですか、なかなか数も多ございますし、例えば山県郡というような歴史的背景のある名前等について研究する必要等もございまして、概ね10候補に絞り込みというような形になりましたけど、さらにもう少し慎重に検討して新市の名称候補を絞ったらというようなご意見が多数ございましたので、もう一回小委員会を開いて、そこで慎重審議して10候補に絞り込むということで、特別深い理由というようなものはございませんが、さらなる慎重な審議を行うということでございます。

議長 よろしいですか。

暫時後

他によろしいですね。それでは、特にご質問、ご意見もないようでございますので、続きまして協議事項に入らせていただきます。

協議第28号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてのご協議をお願いします。

これについては、事務局からご説明を申し上げます。

事務局長 それでは、ご説明いたします。

協議 28 と記しております資料をご覧ください。座ってご説明をさせていただきます。

この件につきましては、前回の協議会の場で、議員の定数及び任期の取扱いについて早期に提案するよというご意見がございまして、協議会の場でもご賛同を得られましたので、今回提案させていただきます。ただし、今回の提案内容につきましては、後程説明申し上げますけれども、こういった形でこの定数、任期及び選挙区の取扱いについて話し合っていたらよいかというご提案に留めております。

調整の方針をご説明します前に、十分ご承知の方も多いかと思いますけれども、改めてここで制度がどうなっているかということについて、簡単にご説明申し上げたいと思います。

まず、新設合併が行われた場合には、議会の議員はすべて身分を失うということを原則としておりますので、合併に際してはここに記してございます3つの方法があるんですけども、その3つの方法のうちどれを選択するかを決める必要がございます。

そのうちの1つでございますが、基本的に、合併に際しまして設置選挙を行うということで、合併特例法に定める特例を用いずに、直ちに設置選挙を行う方法がございます。この場合は、ここに書いてありますように、合併後50日以内に新市の条例定数(26人以内)で設置選挙を行うということになっております。この制度について簡単に下で説明いたします。

地方自治法が下に記してございまして、第91条が掲げてございます。ただし、少し留意していただきたいんですけども、これは平成15年1月1日から上記のとおり改正されるということで、現在はこの形の条文になっておりません。現在どんな形になっているかといいますと、第91条と申しますのは、議員の定数は人口に応じて法律で決まっております、その決まっている定数については条例で特に減少することができるという形になっております。平成15年1月1日からの条文によりますと、第1項ですが、「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」ということで、それは市町村がそれぞれの自治体の条例で定数については決めなさいということになっております。第2項を見ていただきますと、やはり人口区分に応じて上限といいますか、定数を超えない範囲内で決めなさいということで、一応どんな定数でもよいということではなくて、人口に応じて最大限の数というのが決まっております、山県郡が新しく市になった場合の人口は3万余という

ことになりますので、定数は26人ということになっております。26人以内で定数を定めなければならないということになっております。

それから、参考までに第7項も掲げてございますので見ていただきますと、市町村の廃置分合、いわば合併をする場合、その設置関係市町村、この場合は3町村なんですけれども、当該定数の設置関係は3町村の議会の議決を経て、新たに設置される新市の議会の議員の定数を定めなければならないということで、議決を得た上で定数を定めなければならないとなっております。

このような制度になっておりまして、私どもの合併協議会では平成15年の4月1日を目途にしておりますので、平成15年1月1日以降の条文が適用されるということで、新しい条文を掲げてございます。

次のページをご覧ください。

第2番目の方法ですけれども、これは市町村の合併の特例に関する法律第6条で定める方法として、第6条は一番下に参考法令として掲げてございますけれども、第91条第1項、合併後50日以内に第91条に規定する数の2倍(52人)以内で設置選挙を行うとしております。第91条第2項に規定する数というのは、先程ご覧いただきましたように26人ということになっておりまして、これの2倍以内ということですので、52人以内ということになりますが、この範囲以内で定数を定めて設置選挙を行うことができる。1回目の選挙だけは定数の幅を広げて選挙することができるという制度になっております。

次、第3番目の制度をご説明いたします。

第3番目は、在任特例制度と言われているものでございまして、合併前の関係市町村のすべての議員が合併後2年以内は在任できる。在任期限終了後の一般選挙からは新市の条例定数(26人以内)で選挙を行うということになっておりまして、これもやはり合併特例法第7条に定める制度でございまして、要は合併後2年までの間、これは2年までですので、それまでの間に任意で期間は決められるんですけれども、すべての議員が在任して続けていけるという制度でございまして、ただし、この期限が過ぎたときの通常の一般選挙においては、通常の条例で、先程第91条の条例で定める定数、これを26人以内で定めて選挙を行うということになっております。

この3つの制度、特例を使わない設置選挙を通常に行うという制度、この場合は当然始めから新市の条例制定、26人以内の条例定数で設置選挙を行うということになりますし、2番目は定数特例ということで、52人以内で定数を定めて設置選挙を行う方法。そ

れから、設置選挙を行わないで、2年を超えない範囲内で協議により定める期間在任するという在任特例の制度、この3つの制度がございます。このうちのどれを選択するかということになります。

4ページをご覧ください。

上段は、それぞれの3町村の議員の任期が掲げてございます。

先進事例をご覧ください。

篠山、西東京、さいたまという3つの事例が掲げてございますけれども、いずれも在任特例を使っております。期間につきましてはいろいろ考え方ございまして、篠山については合併後1年と1カ月、西東京とさいたまについては最大限の2年間ということで、期間については異なっておりますけれども、在任特例を使っている例が多いようでございます。

次のページをご覧ください。

選挙を行うということでございますので、やはり選挙区の問題がございます。公職選挙法に選挙区の関係が掲げてございまして、第15条第6項をご覧くださいますと、「市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。」というふうにしております。次の第7項を見ていただきますと、「選挙区を設ける場合においては、行政区域、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」。それから第8項で、人口に比例して条例で選挙区を定めなさいとしておりまして、一般論はそういうふうになっておりますが、ただ公職選挙法施行令第9条をご覧くださいますと、一番下ですけれども、「市町村合併をする場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき」というところですが、市町村合併をした関係区域である新市の議会議員定数は人口に比例しないで定めることができるということで、いわば従前の市町村の区域でもって選挙区を設けることができるという、大まかに言うとそういう制度になっております。

これが、定数及び選挙の制度の概要ということでございます。

調整の方針に戻ります。第1ページをご覧ください。

新市における議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについては、次の4案のうちいずれかの方法より協議し、協議会で決定するというので、3町村の議会で協議する。小委員会を設置して協議する。第三者機関を設置して協議する。その他の組織（山県郡議長会等）で協議するというので、あくまでもこれはご提案でございまして、

本日の合併協議会の中で、こういった形で協議していったらいいのかについては、委員の皆様のご協議によって決めていただいたらどうかということで、これに留まらず他の案というのも考えられるかもしれませんが、今日のところはこの4つぐらいでどうだろうかというご提案でございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第28号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

委員 いろいろと難しい問題を次々と解決されてご苦労さんでございますが、この議員の取扱いについては今まで何も相談がなかったわけでございます。今日ここで初めてこの協議内容が提示されましたが、美山町の特別委員会といたしましては、1番の町村の議会で協議するという方向でひとまず協議をしていきたいなというふうに感じております。その後において、またこの合併協議会の方で協議をしていただくということをお願いして、一端説明をいただきましたことを美山町議会へ持って下がって、議員の皆様方に徹底した上で協議をしていきたいというふうに感じておりますが、よろしく取扱いの程お願いいたします。

議長 ただいま美山町の大西委員さんから、この4案の中の1番であります、3町村の議会で協議をする案が提案されました。

ほかにご意見ございませんか。

委員 失礼いたします。伊自良村も美山町さんの意見と全く同じでございます、私たちも議会へ持って下がります、ここでよく検討をして、その結果を持って出てきたいと思っております。

委員 私共の身分の事でございますので、できればこの2番の小委員会を設置して協議をしていただけるといいかなと思いますし、任期につきましては、以前3町村の9名で話し合いをした訳ですが、私どもは1年程度だろうと思っておりますが、その中でも1年半、2年というご意見もありますが、高富町としては1年ぐらいの任期でいいんじゃないかとそんなことを感じております。

議長 ありがとうございます。

ただいまは任期の件でございましたが、この定数などを協議するというので、伊自良村さん、美山町が各議会へ持ち帰って協議したいということでございますし、高富町は2

番の小委員会を設置して協議したいと、こういう2つに分かれました。

これはどうさせてもらったらよろしいですか。

委員 今高富町の議長さんからお話がありましたが、手っ取り早くは結構な案だと思いますけれども、やはり我々一人二人の意見によって左右される問題ではないと思います。特に地域差もありますし、各議員の考え方を掌握した上で、第2段階として小委員会を設置して協議いただく格好にした方が適切ではないかと思しますので、取り計らいよろしくお願いたします。

委員 失礼します。先程上野議長が申しましたことと同じようなことでございますけど、それとこの1番の3町村の議会で協議をするということと、2番目の小委員会を設置して協議するということは、この小委員会を設置するということは、このメンバーの中で小委員会をつくるという意味合いですね。議会の方でもってまた議会の方なんかがどうやら別の意味合いでの小委員会という感じですね。そういうことですね。

これは美山町さんもおっしゃられたと思うんですけど、このメンバーが同じになるのかどうかわかりませんが、要するに議会の方へ持って帰り、その代表者が集まって協議をするということになったんですね。それから、1番と若干似ているところがあると思うんですけど、やはり先程美山町の大西さんもおっしゃられたように、いろいろと難しい問題が出ると思いますし、あるいはまた一般住民の方も注目していますし、目立つだろうと思いますので、先程も考慮したら、やはり議会の中で協議をして、その代表者が持っ出て、その中で協議をしていくということが一番いいんじゃないかなあと思いますけど、よろしくお願いたします。

委員 私は、議員の定数とか任期につきまして、これは議員が分担して自分達がこれを協議することは、これは全くそぐわないと思いますので、今日は他の委員もたくさん、議員以外の委員もたくさんおいでになりますので、ぜひそういった学識経験の委員の皆さんのご意見もぜひ聞いていただきたいと思します。

委員 同じことになりませんが、私どもやっぱり選挙でこうして席を与えていただいているという身ですので、定数を決めるのも有権者の皆様方がお決めになった方がいいだろうとこういう考えであります。

委員 今意見されている方々は皆さん議員さんばかりで、私自身は住民ということで、今回この問題を初めて目にさせていただいたんですけど、この合併をするということは、原点に戻っていただいて、やはりいろんな面のすべての改革ということがあるんです

よね。行政改革もしていただきたいという意味もあるので、僕たち住民としては、やはりお互い3町村の議員の方々の意見も大事だと思うんですけども、やはり僕たち住民が納得できるような結果であり、その話し合いの過程をつくって、それを住民の人達に、こういう過程でこういうふうになりましたということを説明しないと、やはり合併が嫌だということを言われるとまずいと思いますので、やはり住民主体でやっていただきたいというふうに思います。

委員 今までのご発言の中の確認でございますけれども、その1案の中に小委員会をつくるというお話のように伺いましたし、その辺の確認をお願いしたいと思います。それから、もう一点でございますが、やはりいろいろ意見ありました中に、我々議員としてやはり自分達の身分を自分達で論ずるのはいかなものかと思っております。そうしたことで、やはりこの合併に期待する声は大変大きゅうございます。そうしたところで、やはり住民の皆様はこの制度というものをしっかりと認識していただく、また選んでいただく、決めていただく、これが一番大事だと思っております。

そういうことで、我々議員のための制度じゃございません。住民の皆様の福祉向上のための、将来にわたっての、新市の将来にわたっての制度でございますので、その辺を私は強く主張したいと思っております。そうしたことで、私は高富町の両議員さんも申し上げられたように、そうした立場でやはり学識経験者等、ここにおいでの方皆さん、あるいは皆さんになるかもわかりませんが、そうした小委員会を設けていただいて、議論を重ねていただき、そしてよりよい選択をひとつお願いしたいと私は思っております。

委員 今の発言には大変な誤解があると思います。

我々は住民がどうでもいいというようなふうに聞こえた訳でございますが、我々は先だっけの雪で1週間も交通、電気が途絶した地域もございまして、だから、この合併を通じて美山町民は、中心主義になって僻地切り捨てになるんじゃないかということは大変心配して、私の耳にはしょっちゅう入ってきます。だから、ここで協議会の委員としてこの中だけで決めるという格好ではない、住民の意見も、区長会の意見も全部を総合しながら、3町村の議会へ持ち帰って、最初からこの提案された案件について検討して、結論を逐次出していきたいなと思っておる訳でございますので、今ここで小委員会をつくるか、定数を幾つにしたらという問題は、現在では後回しだと思います。まず、住民の納得のいく制度をつくる。新市をつくるということに関しては、特に僻地である美山町の奥なんかは、相当な大きな関心をもって、切り捨ててしまわれるんじゃないかというような考

え方が住民の中にありますので、そういう点も考慮しながら町村へ持って帰ってみんなの意見を聞きたいなということでございますので、誤解のないようによろしくお願いいたします。

委員 先程いろいろ制度をお聞きした訳でありますし、私もやはり当然住民の声を聞いてこうして出ておる訳でありまして、特に伊自良村としましては、人口的に言えば非常に少ないということになる訳であります。また、いろんなことを危惧されてみえる住民の方もおみえになる訳であります。何のためにこういういろんな制度があるかということ、よく考えてみる必要があるんじゃないかと思うんですね。

対等合併をするという中で、公平に決めていくんじゃないかと思う訳であります。

そういうことを考えますと、やはりそういうことを踏まえて、町村に持って帰り、そういう意見を聞きながら、慎重審議をしていくということで私はいいいんじゃないかとこんなことを思っておりますので、その点ひとつよろしくお願いをしたいと思えます。

委員 前回だったと思いますが、例えば美山町から高富町まで880円のバス代が300円になるとか、あるいは手数料は確か高富町が300円で、伊自良村、美山町が200円で、これを300円ということにしましょうということになりました。それから、水道料金も高富町に合わせるということは美山町、伊自良村さんの金額は下がってくる。大西委員さんがおっしゃったように、北山の奥の方だから、例えば切り捨てになるとか、いずれにしてもこれは対等合併でございますので、そんな意識を持ってもらうとなかなか合併というのは難しいんじゃないのかと思うので、一番問題は、最初から言うておりますように、議員の任期、それから定数、これが一番問題になって、それで今までの協議事項ずっとやってきました中では、そんなに問題もなく3町村がまあいいだろう、この程度ならいいだろうということで大体了承してこれました。

癌なのはこれですので、これについては議論があって当たり前ですし、身分保障のことですから、議員定数が例えば、私でも思うのに、簡単に言えば私は20でもいいと思っております。ですから、この委員の定数については、先程私が議論しましたように、議員間で3町村がそれぞれ何人にしようとかということじゃなくて、うちの武山も言いましたが、やっぱり一般の方で新市になったら約3万2,000人。議員は24でいいだろうとか26がいいだろうというこういう決定をいただいて、そしてその先になりますが、選挙区がどうなるんだということはその先ですので、とりあえず定数につきましては、そういう形で小委員会というのを立てていただいて、そこで協議をしてもらって、私どもがそれを承

認するということがいいかなあと考えておりますし、いずれにしても対等ということ念頭に置いていきたいと思えます。

議長 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございせんか。

委員 念のためちょっと確認をさせていただくわけですけども、美山町と伊自良村の方の議員さんの意見をお聞きしておりますと、うちの方へ持って帰って相談をするというような意味にお受けした訳ですけども、この4つほど案がありますが、その中でどれにしたらいいかということ帰られて協議をされるという意味のことなのか、その辺のところちょっとお尋ねをしますが。

議長 はい、そうしたら大西委員さんどうぞ。

委員 この4つともを否定するわけじゃございせん。1番を採用して、そして詳細については一応町の方へ帰って、また伊自良村の方も持って帰られると思いますが、美山町だけのことでございせんので、美山町の合併協議特別委員会としては、一端持って相談をしようという決定をしておりますので、取り計らいよろしく願います。

委員 この件を持ち帰ってやられるということなんですけども、やはりこういう合併協議会というのを各3町村から代表が出られて、僕たち住民が各町村から4人ずつ出ています。その時点で話し合いとしては平等だと思えます。だから、この3町村の代表で、今回のことには関わってない、何も住民の利害関係もない立場で一応決めさせていただいた方が、僕初めてこの議論を見てびっくりしているんですけど、これがこのまま行ったら、多分また住民の人が結構納得できんような話になると思えます。やはり、4人ずつの代表がここにいますので、ここに預けてもらうというのはいかなるものでしょうか。

議長 上野さんいいですか。

委員 1番で持って帰って、議会で検討していくということで。

委員 僕ばかりの意見ではあかんので、どうです、高富町、伊自良村、美山町のその住民の方の代表の方の意見をお聞きしたいんですけど。

議長 それでは、美山町で誰かご意見ございせんか。

委員 河口ですが、美山町の住民を代表してという訳ではないんですけど、今論議聞いておりますと、初めての調整案といいますか、方針が出た訳ですけども、聞いておりますと、まだそれぞれの議会の中で、公式に、本格的にこの問題を真っ正面から取り上げたことはないようなお話というふうな受けとめたんですけども、もしそうだとすれば、今日

のところは一端各議会へ行って、今日のお話をまず直接関わりある方で話をしてもらおうということも一つの方法ではないかと思えます。

ただ、今藤岡委員さん言われたように、小委員会をつくるとか、第三者機関という方法も外見的に公平なように見えるんですけども、確かにこれだけのメンバーがそろっておる席ですから、3町村の議会のそれぞれの意向というのが次回出てくれば、それを受けてこの場で協議をして結論を出すということでも差し支えないのではないかと思えます。

それで、とりあえず今日のところは、3町村の議会それぞれで公式に本格的な議論がなされてないとするならば、もう一度持ち帰っていただくような形で真剣に協議をしていただいて、その答えを次回この協議会の場に示していただくということはいかがなものかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、伊自良の方お願いできますか。

委員 私は、議員さんのおられる前で誠に言いにくい訳ですけども、高富町さんから発言がありましたように、議員さんは住民の一つ一つのこの積み重ねによって議員になられたと私は思っております。従いまして、この特に定数、あるいは選挙区、任期とある中の特に任期については、やっぱりこれは住民の声に従っていただくべきではなからうかと。自分で自分の任期を決めるというようなことは、非常におかしなものじゃないかなあと私は思っております。したがって、住民の皆さんの声を聞いて決めていただくべきではなからうかと思っております。

議長 はい、ありがとうございました。

委員 先程河口さんがおっしゃいましたけど、私ども高富町はご承知のように山県郡3町村合併には2名が反対だという意思表示をしておると思えます。残り14名ですが、14名はこの合併協議会に出ている私ども3名といろいろ本日まで協議をしております。そこで、議員定数につきましては、最高26ですから、26、24、もうどちらでもいいだろうと。それで、3町村そろったときに例えば24、26、どちらでもいいというこういう結論をいただいておりますし、在任特例につきましては1年でよろしいというこれも14名で私は返事をいただいておりますので、協議は既にしておると思えます、高富町に関しては。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、いろんな方からご意見を頂戴いたしました。

いただいた意見をこれで今全部をずっと調整するというのも大変でもございますので、継続審議ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議なしということで、協議第28号の議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、継続協議にしたいと思います。

続きまして、協議第29号の福祉関係事業の取扱いについてのご協議をお願いいたします。これにつきましては、事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、ご説明いたしますが、誠に申し訳ありません。先程委員の定数及び任期の取扱いの資料のうちで一部誤りがございましたので、今この場で訂正させていただきたいと思います。4ページでございますが、「現職議員任期等」となっておりますところの高富町の任期が10月7日と記載してございますけども、10月9日の誤りでございました。誠に申し訳ございません。今この場でご訂正いただきたいと思います。

それでは、協議第29と記してあります資料をご覧ください。

福祉関係事業のうちで、まず保育料につきましてご説明をいたします。

調整の方針(案)を読ませていただきます。

保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については高富町の例による。

なお、新市の保育料は、国の徴収金基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。

延長保育料は、高富町の例によるといたしております。

1ページをご覧くださいまして、それぞれ階層別の保育料、3歳未満児と3歳以上児に分けた金額が記してございます。一見してわかりますとおりに、現在で比べますと、美山町の保育料が最も安い金額になっております。合併するに当たりまして住民負担を考えましたところ、やはりこの保育料につきましては、一番安い美山町に合わせさせていただきたいというのが調整方針(案)でございます。ただし、なお書きで書いてありますように、国の徴収額基準表というのを一番右側に書いておりまして、国はこのような保育料を今後徴収することを想定してということで、相当高い金額が入っております。もちろんこの金額まで上げるべきだということではございませんが、やはり受益者負担ということを考えますと、今一番最も安い美山町の金額のままずっと新市においてやっていけるかということと考えますと、それも無理があるということで、とりあえずは美山町の最も安い金額に

合わせさせていただきますけれども、新市においては段階的に改定をしていきたいということで、国の基準額を参考にとということでございますけど、この金額まで上げてしまうという意味ではないんですけれども、やはり値上げは図るべきだということで、段階的にということで計画的に上げさせていただきたいというところまでを、今ここで申し上げておきたいと思います。

次のページをご覧ください。

第2子、第3子が同じ保育をしているという状態のときに、第2子、第3子の金額については、3町村で制度が異なっておりまして、高富町の場合は第1子が全額、第2子が半額、第3子以降が10分の1となっております。通常の場合、第2子以降が3歳未満児になる可能性が非常に高いものですから、その第2子以降が半額あるいは10分の1ということになりますと、高い方の金額が半額になる、あるいは10分の1になるということになります。伊自良村におかれましては、最も保育料が低い児童について基準額表に定める額ということで100%いただきまして、その次だんだん上がっていった額で半分、あるいは10分の1ということになります。美山町につきましては違った制度でございまして、第2から第4階層に属する世帯につきましては、徴収額が高い方の半額をいただきます。第5から第7階層につきましては、低い方の半額ということで、第3子以降は無料ということになっております。美山町の場合ですと、低い方の半額ということになりますと、結果的には高くなるということになります。したがって、今回の調整方針は高富町に合わせるということで、第1子は全額、多分高くなるであろう第2子、第3子以降につきましては、第2子は半額、第3子以降は、やはり受益者負担は最低限でもいただきたいということで10分の1を頂戴したいと思っております。

それから、先程言い忘れましてけれども、1ページへ戻っていただいて、実は伊自良村の表をご覧くださいまして、他と比べていただきますと、階層区分の金額、所得税課税の金額の階層が違ってございまして、高富町と美山町につきましては、例えば第4階層のところをご覧くださいまして、高富町と美山町につきましては6万4,000円未満というふうになっていますし、伊自良村のところは第4階層が8万円未満になっています。伊自良村だけが階層が異なっておりますが、これにつきましては美山町に合わせるということで、若干その実際個別の方にとっては値上げになる可能性もあるんですけれども、階層につきましては違った階層のままいく訳にはいきませんので、美山町に合わせていただきたいと思いますということでございます。

それから、母子世帯等あるいは在宅障害児のいる世帯等の減免でございますけれども、これも美山町の制度に合わせます。基本的に美山町の制度から第2階層につきましては0円、第3階層につきましては通常の保育料から1,000円を減じた額というふうになっておりますので、これも美山に合わせさせていただきますということでございます。

3ページをご覧ください。

これは延長保育料金が記してございまして、高富町の場合は1時間につき1人当たり50円ということで、伊自良村につきましては5時から6時までは1人当たり日額50円とし、6時を超える場合はさらに50円加算となっております。それから、美山町の場合は午後5時を超える場合、1人当たり月額1,000円ということになっておりますが、これはやはり時間で預けていただくということで、どの時間預けた方も同じ料金ということではなく、受益の度合いに応じて負担をしていただきたいということで、1時間につき1人当たり50円という高富町の制度に統一させていただきたいという調整(案)でございます。

福祉関係事業につきましては、この保育料の他にあと2つ程大きなテーマを抱えておりますので、とりあえず保育料だけご説明してご審議をいただきたいと思っております。

議長 ただいま事務局の方から説明をいたしました。

協議第29号の福祉関係事業の取扱いにつきましてご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

委員 1ページの段階的に改定を図るという訳ですが、これはやっぱりこの表を見ると、それなりに差がある訳ですが、段階的というのはどれぐらいかといってもなかなか難しいと思うんです。この段階的という意味は、今後いろんなものに出てくると思います。きっとそう私は思っておる訳ですけど、そういうときに、できるだけこの期間は、サービスのいいものについては長くというか、できたらそのままの方がいい訳ですけど、そのものは維持できる範囲でできるだけ長くしてもらいたいと思っておりますが、その段階的とはどれぐらいのことを考えておられますか。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 これについても十分議論いたしました。特に今の段階で例えば何年にいつ何%上げるとかということは決めてはおりません。新市において計画的に、新市の判断で計画的にということだけでございまして、当然住民負担が高くなっていくものでございまずので、最大限の努力をした上で、ギリギリのところ当然値上げをしていくということ

になると思いますけれども、今の段階では何年に何%というお答えはいたしかねます。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

暫時後

それでは他にご意見がないようでございますので、引き続き福祉関係事業の取扱いについて事務局からご説明申し上げます。

事務局長 続きまして福祉医療費関係をご説明いたします。

保育料に引き続き資料をご覧ください。

まず、1ページからですが、調整方針(案)を読ませていただきます。

乳幼児医療費助成事業については、新市において対象者を小学校就学前(6歳に達した日以降における最初の4月1日)までの児童とし実施する。

重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業(伊自良村単独事業分を除く。)については、新市において県の補助基準により実施する。

母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成事業については廃止とするをいたしております。

乳幼児医療につきましては、現在3町村で制度は異なっておりまして、高富町、伊自良村におきましては5歳に満たない者まで、4歳ということになりますけれども対象にしておりますが、美山町さんだけは6歳に達した以降における最初の3月31日までということで、基本的には今回の調整(案)とほとんど変わらない小学校就学前という状態でやっております。これにつきましても、住民サービスということで、一番高いサービスの美山町に基本的に合わせさせていただき、ただし日にちが若干違っておりますけれども、これは小学校入学年度という区切りで切っておりまして、小学校に入学される方が4月1日誕生の方までということで、これに合わせさせていただきました。基本的には、美山町の制度と同じということでございます。

重度心身障害者医療費助成、重度心身障害老人費助成につきましては、基本的には県制度に乗っておるものでございますので、現行のとおりということでございますが、県制度でございますので、県制度の方が何らかの形で変わってくる状態になりますと、これに合わせて変えていくということで、県の補助基準により実施するという調整方針になっております。基本的には現行どおりとさせていただいても差し支えないかと思っております。69歳

老人医療費助成につきましても同様でございます。

母子家庭等医療費助成につきましては、実は3町村とも基本的には共通でございますけれども、伊自良村の村単独事業がございまして、所得制限によって県の助成対象者とならなかった者については、伊自良村単独事業として助成をしていらっしゃいます。あわせて、次のページでございますが、父子家庭医療費助成についても、伊自良村単独で実施をされているとなっております。この分につきましては、誠に申し訳ないんですけども、伊自良村単独部分については廃止させていただきたいということで、特に父子家庭医療費助成については、実際は給付している実態がないと伺っておりますので、実際影響を受ける方はいらっしゃらない。母子家庭については、若干交付を受けている方は、いらっしゃいますけれども、これは所得のある方ということで、基本的に所得のある方に対しての給付というのは制限をさせていただきたいということで、ご理解を賜りたいということでございます。

以上でございます。

議長 ただいまご説明申し上げました事項につきましてご質問ございましたら、お願いをいたします。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして事務局からご説明を申し上げます。

事務局長 続きまして、高齢者福祉関係についてご説明をいたします。

9ページにわたっております。かいつまんで簡単にご説明をいたします。

調整方針(案)を読ませていただきます。

国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整するものとする。

各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整するものとする。

高齢者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施するものとするということです。

誠に申し訳ありません。今ご説明をしてしまいましたけれども、実はこれにつきまして

は若干資料の中で数カ所間違いがございましたので、別冊で差し替えを用意させていただきました。誠に恐縮でございますけれども、本日はこの差し替えの方をご覧いただきながらご説明を聞いていただきたいと思います。大変細かい制度を逐一拾っておりまして、再度チェックしましたところ、幾つかの間違いが発見されましたので、この際ということで差し替えをさせていただきました。今の調整方針（案）のところは変わっておりませんので、そのまま引き続き説明させていただきます。

第1番目の外出支援サービス事業につきましては、これは高富町だけが実施しております。町内の医療機関の通院に係る外出支援ということで、月2回ということで実施しておりますけれども、これにつきましては新市においては高富町の例により実施するということで、利用料については実費相当分をいただきたいというふうにいたしております。

次の家事援助等事業につきましては、家事援助、例えば炊事、洗濯、掃除、買い物等の援助をするということです。65歳以上の高齢者単身世帯または高齢者夫婦の世帯を対象にしたいということで、対象者のところをよくご覧いただきますと、伊自良村につきましては65歳以上の高齢者単身世帯、または75歳以上の高齢者の夫婦というふうになっておりますけれども、今回の場合は65歳以上の単身または夫婦ということで対象を広げさせていただきます。内容のところをご覧いただきまして、伊自良村ですが、買い物介助と通院介助がここに入っておりますが、少なくとも通院介助につきましては、先程1番目にご説明申し上げました外出支援サービス事業の方で目的を達成できますので、そちらの方で対応をいたします。買い物介助につきましては、これは道路運送法の関係上非常に制限がございまして、今回廃止させていただきたいということでございまして、調整方針につきましては家事援助のみというふうにいたしております。現在負担金も若干異なっておりますけれども、やはりこの負担金の考え方は、基本的には受益者負担はいただきたいと、所得の関係上それに耐えられる方には払っていただきたいということと、むしろ生活保護あるいは非課税世帯につきましては、恩恵を与えようということでございまして、基本的には高富町の負担金の案でいきたいということでございます。

次のページをご覧ください。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業についてということでございますけれども、高富町は現在実施しておりませんが、伊自良村と美山町で実施していらっしゃいます。調整方針のところを見ていただきますと、65歳以上の単身世帯または夫婦世帯ということで、現在美山町は80歳以上ということで制限をかけていらっしゃいますけど、これを大きく

広げさせていただきます。それから、現在伊自良村は乾燥、消毒のみですけれども、水洗いもしたいということでございます。負担については、現在伊自良村、美山町の1割負担ということで変わりません。

紙おむつ購入助成事業につきまして、現在の内容としましては、高富町は月5,000円、伊自良村については月4,000円まで、美山町につきましては月2,500円までということで実施しておりますけれども、一番高い高富町の5,000円ということにさせていただきたいということと、対象につきましては美山町、伊自良村につきましては紙おむつのみでございますけれども、清拭きタオル等まで対象を広げたいということでございます。ただし、対象につきましては、在宅で1カ月以上寝たきりにより常時おむつを必要とする65歳以上の要支援または要介護の認定者ということで、基本的には高富町の制度と同じでございます。それから、ただし書きでございますが、ショートステイを月に20日以上利用している人は対象外とするとなっておりますけれども、月に20回以上利用されている方というのは、対象の条件であります在宅でというところから外れてまいりますので対象外とさせていただきたいということでございます。補助率につきましては、伊自良村、美山町は現在自己負担なしということでやっていらっしゃるけれども、これも適正な負担はしていただきたいということで、高富町の制度に合わせたいと思います。

老人日常生活用具給付等事業につきましては、電磁調理器の給付、それから電話につきまして貸与するというところでございますけれども、現在美山町には制度がないんですけれども、全市の制度としてやっていきたいということでございます。

次のページをご覧ください。

3ページですが、高齢者等配食(宅配)サービス事業でございますが、対象年齢をご覧くださいますと、65歳以上の単身世帯または75歳以上の夫婦世帯ということで、現在伊自良村は70歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の夫婦世帯、美山町の場合は70歳以上の高齢者単身世帯、80歳以上の高齢者夫婦ということで対象は広がります。それから内容ですけれども、現在伊自良村は週1回の昼だけということです。美山町は月1回の昼だけということになっておりますけれども、これは一番充実しております高富町の月曜日から金曜日までの毎昼と夕食ということで、これに宅配料を助成ということにさせていただきたいと思います。食材代、調理代については、直接実費として委託業者に払っていただくということで、宅配についてサービスしたいということでございます。対象を大きく広げまして、回数も大幅に増えますが、きっちり負担ということはしていただきたい

という考え方でございます。

災害弱者緊急通報システム設置事業につきましては、基本的には郡内で統一して行われている事業でございますけれども、一部単独の部分もございまして、高富町、美山町の一番下の対象者の3つ目の欄を見ていただきます。寝たきり65歳以上の老人のみの世帯の者というのが加わっておりまして、当然新市におきましては一番広い制度で実施をしたいということでございます。

4ページをご覧ください。

4ページのこれらは県単独事業でございますので、基本的には3町村共通でございます。高齢者の日常生活の利便を図るためのバリアフリー化のための改善工事への助成でございます。基本的に3町村とも県の制度に乗って同じ制度を持っておりますので、新市におきましても引き続き同様な制度を実施したいということでございます。

このページはここまでにしたいと思えます。

5ページをご覧ください。

まず、1つ目が生きがい活動支援通所事業でございます。いわゆる老人ミニデイサービス事業でございます。現在高富町と美山町がこれをやっておりますが、伊自良村はその下のB型機能訓練事業というより近い制度を持っております。これは伊自良村だけがやっております。今3町村いろんな形で、毎日通所される方へのサービスを提供しております。新市におきましては、引き続き実施をしたいということで、概ね60歳以上の者を対象として実施をいたします。概ねとしておりますのは、若干この条件に外れる方も事情に応じては来ていただいても構わないという意味でございます。メニューにつきましては最大限、今やっておる事業を引き続きやっていきたいということで、具体的には新市において調整するとしておりますけれども、これは積極的な意味での調整でございます。利用料につきましては、1割程度の負担をお願いしたいということと、昼食代と作業用の材料代の実費部分につきましては自己負担としてお願いしたいということでございます。それから、通う手段でございますけれども、美山地域の交通事情を考慮いたしまして、現在美山地域では送迎ありというふうにしておりますけれども、これは引き続き実施するということで、その他につきましては新市において改めて考えていきたいということでございます。

3つ目の生活管理指導短期宿泊研修につきましては、これは美山町にあります美山荘に短期間滞在していただくというサービスでございます。現在伊自良村はこの制度を持っ

ておりませんけれども、新市におきましては引き続き実施をしたいということでございます。

高齢者入浴券・マッサージ助成券給付事業につきましては、高富町単独の事業でございましたけれども、これは70歳以上の希望者のみに給付をしていた事業でございます。新市に拡大することを考えましたけれども、これにつきましては公平性といえますか、利用の公正性を考える必要がある。あとは財政的な事情も考える必要があるということで、廃止をさせていただきたいということでございます。

次の6ページでございます。

家族介護慰労金支給事業でございますけれども、美山町の方でこの制度を持っていらっしゃるしまして、重度（要介護度4・5）の被介護人を擁する非課税世帯で、過去1年間介護保険のサービスを受けていない世帯に対して年額10万円を支給するという制度がございますけれども、実際聞くところによりますと利用者はございません。非常に特殊な制度でございまして、通常要介護度4・5という重度の方につきましては、介護保険のサービスを受けていらっしゃるのが通例ということで、調整方針にありますように介護保険制度のサービスをぜひ受けていただくという方針のもとでこの制度については廃止をさせていただきたいということでございます。

家族介護用品購入助成事業につきましては、重度の被介護人を擁する非課税世帯に対して介護用品購入費を月額6,000円支給するという制度がございましたけれども、これにつきましては紙おむつ購入助成事業、先程ご説明いたしましたけれども、これを充実させておりますので、廃止をさせていただきたいということでございます。

次の在宅寝たきり老人等重度障害者介護人慰労金支給制度につきましては、これは美山町だけが単独で実施している制度でございますけれども、重度心身障害者（児）及び痴呆性老人につきましては、引き続きこの調整方針にある条件で実施をしていきたいということでございます。金額につきましても、現在美山町でやられている制度で実施をしたいということでございます。

次に、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業につきましては、これも国庫補助事業でございまして、3町村共通の制度を持っておりますので、引き続き新市においても実施していくということでございます。

次の7ページをご覧ください。

敬老祝い金等でございますが、それぞれ3町村でいろんな年齢層の方に対して支給をす

るという制度を持ってありますが、これは新市におきましては統一する必要があるということで、祝賀記念品の贈呈は77歳、88歳、99歳の者とするとしておりますし、それから100歳の者には現金50万円等を贈呈するという事で統一をさせていただきたいということでございます。

8ページをご覧ください。

敬老会でございますけれども、各町村それぞれ9月15日前後に町村内の高齢者の方を招いて実施されているようでございますけれども、基本的には実施をいたしますが、対象といたしましては、実施年度内に満75歳以上になる者のうち、実施年度の8月1日に在住している者とするとしております。ただし、平成15年度につきましては、高富町は順次制度を変えております関係上、平成15年度においてのみ74歳以上の者を対象とさせていただきたいということでございます。実施日につきましては、9月15日を基本といたしますけれども、新市において調整をいたします。実施場所につきましては、現行中央公民館、老人福祉センター等で行われておりますけれども、現行の開催場所を基本として、新市において調整させていただきます。送迎につきましても、貸し切りバスとさせていただきます。

老人クラブ連合会研修会でございますけれども、これは町村ごとに考え方が多少違っておりまして、高富町におきましては岐阜市内のホテルの大きな会場を借りまして、非常に大きな人数で行われているという事情がございますけれども、新市におきましても積極的に調整をしていくということで、基本的に2,000人収容できる施設で新市において使用していきたいという方針でございます。基本的な内容につきましては、新市において実施するという事になっておりますけれども、積極的な意味で実施をしていくということでございます。

老人クラブ軽スポーツ大会につきましても、基本的には現在3町村でそれぞれ行われておりますけれども、積極的な意味で実施をしていくという意味での調整でございます。

第9ページをご覧ください。

体育大会でございますけれども、これも老人クラブ連合会等会員の方が実施されているものでございまして、基本的には現行の開催場所を基本といたしますけれども、やはり同じ市になったということで統一メニューとなるように調整しながら、これも積極的な意味での調整を図りたいということでございますし、次の健康ウォークにつきましては、これは高富町だけで実施しておりますけれども、新市において調整することにより拡大という

こととなりますが、平成15年度は高富地域が実施会場ですけれども、平成16年度以降は新市において調整するということにいたしております。

大変長い説明でございましたけれども、高齢者福祉関係の事業につきましては以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明を事務局から申し上げました件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願います。

委員 マッサージ券と入浴券というのを高富町はやってきておりますが、制度廃止ということになっておりますが、これは私が議員になったときに初めてマッサージをやったらどうだとか、あるいは入浴券はどうだろうということで実施しております。私は簡単に、はいよしいとは言えませんので、できたら存続をお願いしたいと思います。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 先ほど簡単に申し上げてしまいましたけれども、これにつきましては第一には財政が耐えられるかという部分を考えました。全市に拡大するということになると相当な負担になる。ただ、財政的な理由だけではご納得いただけないと思いますが、公衆浴場の入浴券とそれから針・きゅう・マッサージの施術料ということで選択的にやっていたという訳なんですけれども、高富町におきまして、高富地内には公衆浴場がございますし、マッサージを受けることができる事情がありますけれども、伊自良地域だと多少近いかもしれませんが、遠方の方がこういうサービスを受けようと思ったときに気軽に受けられるのかどうかというところの公平性というものも考えました。あとは、高富町に限ったことなんですけれども、これは合併とは必ずしも関係なく、老人関係の団体の役員さんとも数年前から協議を重ねておりまして、一定のご理解賜っているということで、もちろん一応組織として協議をされているということにはなると思うのですけれども、この廃止の方向だというお話をしておりますので、何とかご理解賜れないかということでございます。

議長 よろしいですか。

委員 結構です。

議長 はい、ありがとうございました。

ほかにはご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ご意見もないようでございますので、福祉関係事業の取扱いについま

しては、原案のとおり承認をいたしたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

異議なしということで、協議第29号の福祉関係事業の取扱いについては原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議第30号の保健・環境関係事業の取扱いについてのご協議をお願いいたします。これについて事務局から説明をいたします。

事務局長 それではご説明をいたします。

協議30としてあります資料をご覧ください。座ってご説明させていただきます。

調整方針(案)を読ませていただきます。

新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査(個別)、子宮がん検診(個別)、乳がん検診(個別)、骨密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料理教室については、新市において市域全体の事業として実施するものとする。各種健(検)診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一するものとするをいたしております。

皆様の健康を守るための検査でございまして、基本的には現行どおりの項目で実施させていただきたいということでございますけれども、一つは現在実施していないもの、例えば伊自良村におきましては基本健康診査の個別ですとか、子宮がん検診の個別、乳がん検診の個別、あるいは美山町におきましても同様に基本健康診査の個別、子宮がん検診の個別を実施していらっしゃいません。骨密度検査についても、伊自良村、美山町で実施していらっしゃいませんけれども、当然最大限の機会を与えるということで、すべて実施することにいたします。集団で受けられない、いわばその機会を得られない方に対して、個別の医院に行って受けていただく機会を与える。個別で受けられるか集団で受けられるかにつきましては、その方のご判断ということで、選択の余地が広がったというふうに考えていただければいいかと思えます。

基本健康診査につきましては、検診項目でございましてけれども、これも最大限提示をさせていただきたいということで、具体的な調整内容の に通風検査(尿酸)につきましては、伊自良村では現在未実施であるが、新市においては必須検査項目とするということで拡大いたしますし、4番で心電図検査・眼底検査は、高富町及び伊自良村では現在選択、美山では必須なんですけれども、新市においては必須検査として必ず受けていただくとい

うことで調整を図りたいとしております。基本的には、最大限実施項目については可能性を広げていきたいというふうに努力をしたいということでございますが、ここで個人負担でございますけれども、ご覧になってすぐわかりますように差がございます。例えば、基本検査の集団を見ていただきますと、高富町ですと1,500円、伊自良村ですとこれは無料でございます。美山町は1,000円ということで、受益者負担はどうしてもいただかないと、本来受けていただく方と受けていただかない方の差をつけるのは当然ということがありますし、財政的なことも考慮すべきだということで、これは議論を重ねました結果、やはり応分の負担はいただくのが筋だということで、すべての検査項目にわたって相当料の個人負担金をいただきたいということで、値上げになってしまうという所もあるんですけれども、何とかこれでご理解を賜りたいということでございます。基本健康診査につきましては1,000円、個別につきましても同額の1,000円でございます。要は、個別に医院に行ってくださいでも1,000円の料金で受けられます。それから、胃がん検診は700円、大腸がん検診は300円、子宮がん検診は個別も集団も800円、乳がん検診も同様に個別も集団も800円になります。

次のページに参りまして、肺がん検診につきましては、これは結核予防法の関係がございまして既に無料になっておりまして、当然新市においても無料でございます。喀痰検査につきましては、これは300円ということになります。骨密度検査につきましては、現在高富町しか実施しておりませんが、実施するということになりまして400円をいただきたいということでございます。ご理解を賜りたいと思います。

結果説明会につきましては、現在それぞれ町村ごとにいろんなやり方をしていると思いますが、基本的に対象者につきましては受診者全員とさせていただきたい。それから、そのときに行う項目ですけれども、この医師の診察については全員が受けていただきたい。その他栄養指導とか保健指導につきましても実施するということですが、実際どうやって実施していくかにつきましては、新市において調整をさせていただきたいということでございます。

3ページをご覧ください。

高齢者健康相談ということで、現在、先程福祉のところでご説明しましたように、ミニデイサービスというところで、伊自良村につきましてはB型機能訓練ということで、同様の場で実施をしておりますけれども、これも引き続き健康相談というのも実施をしていきたいということで、ミニデイサービスにいらした方に対しては基本的に今やっておる最大限

のサービスを提供させていただきたいということでございます。

それから、腎臓食料理教室につきましては、現在高富町だけが実施しております。これは岐北総合病院との共同主催ということで実施しておりますけれども、伊自良村、美山町も対象にしながら、全市域の方ということで拡大でございます。

説明は、以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の方から説明いたしました協議第30号の保健・環境事業の取扱いにつきましてご質問、ご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

委員 伊自良村のところを最初に示していただきますと、無料が1,000円、600円が700円、200円が300円、皆すべてが何か上がるということで、合併によりサービスには金がかかると、確かに受益者負担ということもわかる訳でありますけど、それから伊自良からそういう意見が出てくるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどんなものでしょうか。

議長 はい、事務局からお答えします。

事務局長 これにつきましては、特に伊自良村に対して、伊自良村の部分というのは非常に値上がりするというので申し訳ないとは思いますが、先ほどから申しておりますように、やはり財政的なこともございます。すべてが低いところ、あるいは無料という訳には参りません。やはり、自分の健康は自分で守っていただくということで、受けていただく方にそれ相応の負担をいただくのがやむを得ないということで、何とぞ受益者負担の考え方をご理解いただくと言うしかご説明ございません。

議長 よろしいですか。

ほかにご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それではご意見もないようでございますので、保健・環境事業の取扱いについては、原案のとおり承認させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい、ありがとうございました。

異議なしということで、協議第30号の保健・環境事業の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

次に、確認事項といたしまして、次回の協議会開催日程でございますが、6月1日が土

曜日となっておりますので、6月3日の月曜日ということでお諮りしたいと思います。また、開催時間につきましては、本日と同様午後1時30分からということで、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、次回は6月3日月曜日の午後1時30分からと決定いたします。

皆様には大変お忙しいところを、それぞれにご都合もあろうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加いただきますようお願いを申し上げます。また、詳しい内容等につきましては、追って事務局より改めてご案内させていただく予定でございます。

次回の会議における協議事項等につきまして、事務局の方から説明させていただきます。

事務局長 現在もう協議事項も非常に大詰めというご理解かと思えますけれども、現在事務局をはじめ各町村の職員の中で最後の詰めを行っておりまして、今日は福祉関係事業を提案しましたけれども、福祉関係の残りのものとか、あるいはまちづくり計画につきましては、次回何らかの形でご提案したいと思っておりますので、基本的にはもうあと残り少ない協議項目ということになっておりますので、これらを中心に提案申し上げたいと思えます。当然全員に資料をお送りいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先程名称の小委員会の委員長からご報告がありましたように、名称につきましては5月中に何らかの小委員会としての結論を得た上で、次回正式にこの協議会に載せていきたいというお話があったと思うんですけれども、これについてもご協議賜りたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、次にレジュメに従いまして、4のその他でございますが、何かございましたらお願ひをいたします。

暫時後

それでは、意見もないようでございますので、以上で本日の議題はすべて終了をいたしました。会議進行のご協力に対しまして感謝申し上げ、本日の合併協議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時58分 閉会